

# 令和4年第4回養老町定例会会議録

令和4年第4回養老町議会の定例会を養老町議会議事堂に招集されたので会議を開いた。

その次第は次のとおりである。

## ○議事日程（令和4年12月19日第1日）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 町長所信表明
- 日程第5 報告第9号 専決処分の報告について（養老町営住宅の管理に関する訴えの提起）
- 日程第6 報告第10号 専決処分の承認について（養老町営住宅の管理に関する訴えの提起）
- 日程第7 議案第59号 養老町個人情報保護法施行条例の制定について
- 日程第8 議案第60号 養老町個人情報・情報公開・行政不服審査会条例の制定について
- 日程第9 議案第61号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第62号 養老町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第63号 養老町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第64号 養老町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第65号 養老町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第66号 養老町税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第67号 町道路線の廃止及び変更並びに認定について
- 日程第16 同意第7号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 日程第17 同意第8号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 日程第18 同意第9号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 日程第19 選挙第3号 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
- 日程第20 議案第68号 令和4年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れの変更について

- 日程第21 議案第69号 令和4年度養老町農業集落排水事業特別会計の繰入れの変更について
- 日程第22 議案第70号 令和4年度養老町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第23 議案第71号 令和4年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第24 議案第72号 令和4年度養老町簡易水道特別会計補正予算（第1号）
- 日程第25 議案第73号 令和4年度養老町立食肉事業センター特別会計補正予算（第3号）
- 日程第26 議案第74号 令和4年度養老町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第27 議案第75号 令和4年度養老町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第28 議案第76号 令和4年度養老町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第29 議案第77号 令和4年度養老町上水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第30 議案第78号 令和4年度養老町公共下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第31 議員定数検討特別委員会の最終報告について
- 日程第32 発議第3号 養老町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について

---

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

議長 大橋三男

○出席議員

1番	西脇康	2番	清水由美子
3番	小寺光信	4番	北倉義博
6番	長澤龍夫	7番	大橋三男
8番	吉田太郎	9番	早崎百合子
10番	野村永一	11番	田中敏弘
12番	松永民夫	13番	水谷久美子

○欠席議員

なし

○欠員

1名

---

○地方自治法第121条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町長 川地憲元 副町長 田中一也

教 育 長	森 島 惠 照	総 務 部 長	川 口 智 也
特命事項推進監兼 総務部税務課長	藤 田 勝 彦	副特命事項推進監兼 総務部総務課長	近 藤 晴 彦
総 務 部 企 画 財 政 課 長	尾 前 眞 理	住 民 福 祉 部 長	大 倉 修
住 民 福 祉 部 住 民 環 境 課 長	小 里 克 昌	住 民 福 祉 部 健 康 福 祉 課 長	近 藤 真由美
住 民 福 祉 部 子 ども 課 長 補 佐	内 藤 伸 也	産 業 建 設 部 長	松 岡 弘 泰
産 業 建 設 部 長 建 設 課 長	問 山 剛	産 業 建 設 部 長 産 業 観 光 課 長	竹 中 修
産 業 建 設 部 長 水 道 課 長	加 納 康 宏	会 計 管 理 者	高 橋 正 人
会 計 課 長	若 山 実 穂	教 育 委 員 会 長 教 事 務 局 長	中 島 恵 美
教 育 委 員 会 長 教 育 総 務 課 長	大 橋 嘉 代	教 育 委 員 会 長 生 涯 学 習 課 長	西 脇 直 樹
消 防 長	坂 口 貴	消 防 総 務 課 長	古 川 博 規

---

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	中 島 和 哉	議 会 事 務 局 書 記	國 枝 利 法
-------------	---------	---------------	---------

(開会時間 午前9時30分)

○議長(大橋三男君) 皆さん、おはようございます。

令和4年第4回養老町議会定例会を開会するに当たり、議員並びに執行部各位には、何かと御多用のところ御出席を賜りありがとうございます。

開議に先立ち、町民憲章の朗唱を行います。全員の御起立をお願いいたします。傍聴者の皆様も御一緒をお願いいたします。

—— 「町民憲章」朗唱 ——

○議長(大橋三男君) ありがとうございます。御着席ください。

本日の会議は全員の出席であります。

なお、執行部においては、香川子ども課長が療養のため欠席をし、代わって内藤課長補佐が出席をいたしておりますので、御報告いたします。

ここで報道機関に限り、傍聴席より議場内の会議の状況について、取材のための写真撮影を許可いたしました。また、インターネットライブ中継及び録画放送のため、議場内のビデオ撮影を行います。

ただいまから令和4年第4回養老町議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

なお、試験的に役場1階ロビーのモニターにてインターネットライブ中継を放送いたします。

---

○議長(大橋三男君) それでは、日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第127条の規定によって、12番 松永民夫君、13番 水谷久美子君、以上を指名いたします。

---

○議長(大橋三男君) 次に、日程第2、会期の決定を議題とします。

ここで、12月15日、議会運営委員会が開催され、本定例会の運営等について審査されました。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。

議会運営委員会委員長 早崎百合子君。

○議会運営委員長(早崎百合子君) 議会運営委員会の報告をさせていただきます。

12月15日午前9時30分より、委員及び正・副議長並びに執行部出席の下に開会いたしました。

協議事項は、第4回養老町議会定例会の運営についてであります。

会期は12月19日月曜日から12月27日火曜日までの9日間、本会議開会時間は午前9時30分と決定いたしました。

議事日程につきましては、1. 開会宣言、2. 会議録署名議員の指名、3. 会期の決定、4. 諸般の報告、5. 町長所信表明、6. 議案の提案説明及び委員会付託、7. 町

政一般に関する質問、8. 議案の審議、この順序で議会運営を行うことに決定いたしました。

なお、今定例会においてもユーチューブにおけるライブ配信、録画配信を行うこと、試験的にユーチューブにおけるライブ配信を役場ロビーのモニターでも中継すること、また新型コロナウイルス感染症対策として、傍聴者も含めて議場内ではマスクを着用することとし、説明、質問、答弁についても、川地町長と一般質問と委員長報告を除いては自席で行うこと、以上のとおり決定いたしました。

次に、一般質問につきましては議会2日目の12月26日月曜日に行うこととし、議員1人当たりの質問、答弁の時間を60分以内、発言順序はくじ引により決定した順に行うことと決定いたしました。

次に、審議する議案等につきましては、専決処分2件、条例の制定3件、条例の一部改正5件、町道認定等1件、人事案件3件、繰入れの変更2件、令和4年度一般会計及び特別会計の補正予算9件、以上、計25件であります。

次に、審議方法につきましては、初めに議事日程の日程第5、専決処分の報告について（養老町営住宅の管理に関する訴えの提起）と日程第6、専決処分の報告について（養老町営住宅の管理に関する訴えの提起）は、地方自治法第180条第2項の規定による議会への報告でありますので、報告のみを受けること。

次に、日程第7、養老町個人情報保護法施行条例の制定についてから日程第15、町道路線の廃止及び変更並びに認定についてまでの計9件については、議会初日に逐条上程し、提案理由の説明を受けて、総括質疑後、熟議を図るために、それぞれ所管の総務民生委員会及び産業建設委員会に、その審査を付託し、議会最終日に委員長報告を受けて、各委員長への質疑後、討論を経て採決を行うこと。

次に、日程第16、固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてから日程第18、固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてまでの計3件については、人事案件につき、議会初日に一括上程し、提案理由の説明を受け、質疑を行い、討論を省略することとし、採決を行うこと。

次に、日程第20、令和4年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れの変更についてから日程第30、令和4年度養老町公共下水道事業会計補正予算（第1号）までの計11議案については、議会初日に逐条上程し、提案理由の説明を受け、総括質疑後、熟議を図るために、予算特別委員会に、その審査を付託し、議会最終日に委員長報告を受けて、委員長への質疑後、討論を経て採決を行うこと。

次に、日程第19、岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙については、大橋前町長の任期満了に伴い、広域連合規約第8条第1項の規定により新たに広域連合議員を選出するもので、議会初日に上程し、選挙を行うこと。

付託先の各委員会の日程については、まず日程第7、養老町個人情報保護法施行条例

の制定についてから日程第14、養老町税条例等の一部を改正する条例についてまでの計8件の審査の付託先である総務民生委員会は、12月20日火曜日の午前9時30分から開催するよう総務民生委員長へ要請すること。

次に、日程第15、町道路線の廃止及び変更並びに認定についての審査の付託先である産業建設委員会は、12月20日火曜日の午前11時から開催するよう産業建設委員長へ要請すること。

最後に、日程第20、令和4年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れの変更についてから日程第30、令和4年度養老町公共下水道事業会計補正予算（第1号）までの計11件の審査の付託先である予算特別委員会は、12月20日火曜日の午後1時30分から開催するよう予算特別委員長へ要請すること。

以上のとおり決定いたしました。

次に、日程第31、議員定数検討特別委員会の最終報告についてであります。

このたび、養老町議会会議規則第77条の規定に基づき、議員定数検討特別委員会より最終報告が提出されました。これに伴い、議会初日の議案の審議が終了した後に議員定数検討特別委員会の最終報告を受けると決定いたしました。

次に、日程第32、養老町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

養老町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例についての議案が地方自治法第112条及び養老町議会会議規則第14条の規定により議長に提出されましたので、議会初日の議案の審議が終了し、議員定数検討特別委員会の最終報告を受けた後に上程することとし、当議案の審議方法については、この議案は議員発議でございますので、提出者から提案説明を受け、質疑を行った後に討論を経て採決を行うことと決定いたしました。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（大橋三男君） 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りをいたします。

ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本定例会の会期は、本日12月19日から12月27日までの9日間にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日12月19日から12月27日までの9日間と決定をいたしました。

---

○議長（大橋三男君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

本日の日程等については、お手元に配付してあるとおりでございます。

また、監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和4年9月から

10月分までの現金出納検査結果報告書が議長に提出をされております。

これで諸般の報告を終わります。

---

○議長（大橋三男君） それでは、日程第4、町長所信表明を議題といたします。

川地憲元養老町長の所信を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 失礼いたします。

本日ここに令和4年第4回養老町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、年度末にもかかわらず、何かと御多用の中、御参集賜りまして、誠にありがとうございます。

また、多くの町民の方、傍聴に来ていただきましてありがとうございます。

まず初めに、新型コロナウイルス感染症の拡大は第8波を迎え、感染者数も急増しております。亡くなられた方々の御遺族に対しまして心よりお悔やみを申し上げますとともに、療養中の皆様の一日も早い回復を切にお祈り申し上げます。

町民の皆様におかれましては、感染拡大に歯止めをかけるため、いま一度おのおのができる感染症対策の徹底をよろしくお願いいたします。

さて、ワールドカップが11月20日から昨日まで熱戦で盛り上がりを見せておりました。ああいった盛り上がり、本町でもそういった盛り上がりで町民の方々が何とか町を盛り上げていただけると大変喜ばしいことでございます。

一部の報道の中で、今度の町長はサッカーに関して本当に通なのかというようなお話がございました。1986年にワールドカップメキシコ大会でアルゼンチンが優勝しました。それから36年、昨日、バロンドールを6回取られたメッシ選手が子供のように本当に喜んでおったのが大変印象的でした。これからも、私もそういった昔からの思いを切に頑張りたいというふうに考えております。

さて、去る11月20日に執行されました養老町長選挙におきまして、町民の皆様の多大なる御支援を賜り、初代故山田良造町政から数えまして第7代目の町長ということで、町政のかじ取り役を担わせていただくことになりました。その重責に、大変身が引き締まる思いでございます。

本日は、一言御挨拶と所信の一端を述べ、議員各位並びに町民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

今回の町長選挙におきまして私が掲げました政策目標は、地域経済の活性化と雇用の創出、子育て支援の充実、健全財政の維持、SDGsの推進を通して地方創生のまちづくりでございます。これらを実現するため個別の施策といたしまして、人口減少対策、交通アクセス・住環境の改善、産業振興、誘客の促進、もちろんコロナ対策、防災・減災対策など、積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

まず、人口減少対策でございます。本町の人口は、近隣市町と比較しても著しい速さで減少しており、特に若い世代・子育て世代の流出が、次の世代の減少も引き起こす負のスパイラルを生み出しておると言ってもいいと思います。

ふるさと回帰や移住・定住の促進を通しまして町外への転出抑制を図るとともに、留守家庭児童教室の拡充などによる子育て世帯に対する支援を実施してまいりたいと考えております。また、地域の中で、社会の中で、男女が問わず、みんなが活躍できる町を目指してまいります。また、町内外に関わらず、ふるさと養老を応援し、支援していただける養老サポーターを創出し、地域の活性化に積極的に取り組んでまいりたいとも考えております。

続きまして、交通アクセス・住環境の改善に関しましては、現在ありますオンデマンドバスを中心といたしました地域公共交通の利便性の向上を図るとともに、高齢者にも優しい移動手段の確保に取り組み、交通弱者を生み出さない施策を展開してまいります。また、個人の資産ではございますが、目立つ空き家の利活用を推進しながら、よりよい住環境の創出にも取り組んでまいります。

次に、産業振興でございます。東海環状自動車道養老インターチェンジ、名神高速道路養老サービスエリアスマートインターチェンジの建設によりまして、ヒト・モノの流通の基盤が整っております。積極的な企業誘致はもちろんのこと、既存企業の規模拡大も後押しし、経済団体であります町商工会とも連携を密にしながら、地域経済の発展を図ってまいります。

さらには、農業に目を向けますと、担い手等の育成による大区画化基盤整備事業やスマート農業への取組も推進してまいります。もちろん、食肉など地場産業の推進にも取り組んでまいります。

誘客促進につきましては、周遊観光の構築・促進を目指してまいります。養老町には、すばらしい優れた地域資源、観光資源が多く存在しております。点として存在するこれらを線で結び、滞在時間の増加による周遊を促してまいります。そのためにも徹底した魅力の発信、情報発信が不可欠でございます。様々なツールを複合的に活用しながら、本町の魅力を最大限引き出してまいります。

喫緊の課題は、コロナ対策であると言えます。さらには、原材料価格の上昇、円安による影響に伴うエネルギー価格や食料品価格等の高騰によりまして、住民の皆様の日常生活への影響は計り知れないと思っております。飲食店など町内事業者の事業継続に対する不安も大きい課題であると言えます。このような不安や心配事に対しまして、積極的・直接的な支援を検討しながら、スピーディーに実施してまいります。

冒頭にも申し上げましたが、感染拡大を食い止めるためには、皆様方の協力が必要不可欠でございます。感染症対策の見直し・徹底を改めてお願い申し上げます。

防災・減災対策につきましては、南海トラフ巨大地震の発生に備え、これまでも急ピ



ッチで進められたところでございますが、今後も継続して取り組んでいかなければなりません。しかしながら、町だけで全て整備し切れるものではございません。個人で、家庭で、地域で話し合いを重ねていただきながら、そのためには町は支援を全力でサポートしてまいりたいと考えております。また、防災の拠点、避難所の改善にも取り組み、最大の使命であります町民の生命・財産を守るため、最大限注力してまいります。

このほかにも、健康づくりや介護予防などの福祉分野、G I G Aスクール構想の促進といった学校教育に関すること、さらには先端技術の導入によるデジタル化といった全分野に関わる課題でございます。

しかしながら、全ての根底にあるのは、町民共々行政と一緒に協働のまちづくりでございます。町民の皆様、事業者の皆様、養老町に関わる全ての方々と、それぞれの地域で、また分野で共に取り組んでまいりたいと考えております。

町民の負託に応えるべく、今までも言っておりますが、現場主義、町民目線をモットーに皆さんの声を大切に、地域に寄り添いながら全力で努めてまいりたいと考えております。あわせて、職員共々一丸となりまして、オールスタッフベースボール（全員野球）で取り組んでまいります。

定例会の開催に際しまして、このような時間をいただきましたこと、心より感謝を申し上げますとともに、議員各位並びに町民の皆様の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます、所信表明といたします。

なお、本日の定例会には、専決処分の報告が2件、条例の制定が3件、条例の一部改正が5件、町道路線の廃止及び変更並びに認定についてが1件、人事案件が3件、一般会計及び特別会計・企業会計補正予算関連が11件、合わせて25件の議案を上程しております。慎重な御審議をお願い申し上げます、冒頭の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大橋三男君） 町長の所信の表明が終わりました。

---

○議長（大橋三男君） それでは次に、日程第5、報告第9号 専決処分の報告について（養老町営住宅の管理に関する訴えの提起）と日程第6、報告第10号 専決処分の報告について（養老町営住宅の管理に関する訴えの提起）の2件を一括上程し、議題といたします。

なお、本件は地方自治法施行令第180条第2項の規定による報告であるため、報告のみを受けたいと思います。

町長より報告を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま一括上程賜りました報告第9号及び報告第10号 専決処分の報告について（養老町営住宅の管理に関する訴えの提起）の概要を説明させていた

だきます。

報告第9号の訴えにつきましては、町営住宅の家賃を滞納している者の中で、滞納家賃の支払い及び住宅の明渡しを催促いたしました但し応じない者につきまして、岐阜地方裁判所大垣支部へ建物明渡等請求事件として訴えを提起したものでございます。

続きまして、報告第10号の訴えにつきましては、町営住宅を不法占有し、住宅の明渡しを催促いたしました但し応じない者につきまして、大垣簡易裁判所へ建物明渡等請求事件として訴えを提起したものでございます。

専決第16号及び専決第17号につきましては、町営住宅の明渡しを求める相手方は専決処分書のとおりとなっております。

以上で、報告第9号及び報告第10号 専決処分の報告について（養老町営住宅の管理に関する訴えの提起）の説明とさせていただきます。

○議長（大橋三男君） 報告が終わりました。

---

○議長（大橋三男君） それでは次に、日程第7、議案第59号から日程第15、議案第67号までの計9議案は、逐条上程後、提案理由の説明を受け、総括質疑のみを行います。

まず、日程第7、議案第59号 養老町個人情報保護法施行条例の制定についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました議案第59号 養老町個人情報保護法施行条例の制定について説明をさせていただきます。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、個人情報の保護に関する法律が改正され、これまで地方公共団体がそれぞれの条例で規定してきた個人情報の保護は、令和5年4月1日以降、法による全国共通ルールに変わることから、法の施行に関し必要な事項を条例に規定するものであります。

詳細につきましては、総務課長に補足説明させますので、十分な御審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（大橋三男君） 近藤総務課長、自席にて補足説明。

○副特命事項推進監兼総務部総務課長（近藤晴彦君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

個人情報の保護に関する法律が改正されたことに伴い、現在の養老町個人情報保護条例は廃止いたします。法において条例で定めることが規定されている事項及び条例で定めることが許容されている事項について、本条例に規定するものです。養老町においては、現在の養老町個人情報保護条例の水準を維持していくこととしています。

本条例の内容について、条を追って御説明申し上げます。

本条例は、第1条から第11条の構成になっております。

まず、第1条におきましては、新条例を制定する趣旨を明確にするための規定です。

第2条は、実施機関を定めるものです。

実施機関は、町長、教育委員会、監査委員、選挙管理委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会といたします。

なお、議会については、自律的な対応の下、個人情報の取扱いが図られることが望ましいという視点から法の適用対象とされていないため、新条例においても実施機関には含まれておりません。

第3条は、個人情報ファイルの保有等の事前通知に関する規定です。

実施機関が個人情報ファイルを保有しようとするときは、あらかじめ町長に対し、その利用目的、記録される項目及び収集方法等を通知する義務を規定するものです。

第4条は、実施機関に個人情報ファイルに係る帳簿の作成を義務づけるものです。

法では、保有している個人情報について、利用目的や記録される項目等を記載した帳簿「個人情報ファイル簿」の作成が義務づけられており、現行の個人情報取扱事務登録簿から移行します。

この登録簿は、人数による作成・作成不要の別はありませんが、個人情報ファイル簿は政令で定める数、1,000人未満の個人情報ファイルは作成・公表義務の対象外とされています。そこで、町では法の作成義務の対象外である1,000人未満の個人情報ファイルであっても、帳簿を作成することとします。

第5条は、開示請求に係る手数料を規定するものです。

現行条例では手数料は無料としていることから、新条例においても手数料は無料とします。ただし、文書の写しの交付を受ける場合は、その実費を負担することとします。

第6条は、開示請求があった場合の開示決定の期限を規定するものです。

開示決定等の期限を新法で規定する30日以内よりも短縮することとし、開示請求があった日から14日以内と規定することで、現行条例の規定内容と同様とします。

第7条は、第6条の開示決定等の期限の短縮に伴い、開示決定等の期限の特例に係る期間について、新法に規定する60日以内よりも期間を短縮し、開示請求があった日から44日以内とする規定です。

第8条は、開示決定を受けていない保有個人情報に係る訂正請求に関する規定です。

訂正請求について、新法では開示決定を受けた個人情報についてのみ請求できるとされているところ、現行条例の運用を維持するため、開示決定を受けた個人情報に限定しないこととします。

第9条は、開示決定を受けていない保有個人情報に係る利用の停止、消去、または提供の停止に関する規定です。

利用停止等について、新法では開示決定を受けた個人情報についてのみ請求できると

されているところ、現行条例の運用を維持するため、第8条と同じく、開示決定を受けた個人情報に限定しないこととします。

第10条は、審査会への諮問についての規定をするものです。

実施機関が、その保有する個人情報の性質、当該個人情報を保有する目的等を勘案し、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため、専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要であると認めるときには、養老町個人情報・情報公開・行政不服審査会に審議することができることとします。

第11条は、本条例に規定されている事項のほかに、本条例の施行に関し必要な事項を規則により定めることを規定するものであります。

また、附則第1条は施行期日を定めており、この条例は令和5年4月1日から施行します。

附則第2条は、新条例の施行に伴い、現行条例を廃止する規定です。

附則第3条及び第4条は、経過措置を規定しています。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（大橋三男君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は、総務民生委員会に付託の上、審査したいと思しますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いをいたします。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋三男君） 13番 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） これまで条例になかった匿名加工情報の規定ですが、法では、都道府県、政令指定都市は匿名加工情報を作らなければならないが、その他の市町村は任意というふうに理解しています。近隣自治体でも、この法に対しては、当面は作らないという答弁をしているというふうに聞き及んでおりますが、ただいま総務課長より養老町は作るというふうな説明ではなかったかと思うんですが、その点、なぜそういうふうにする決定をしたのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（大橋三男君） 近藤総務課長、自席答弁。

○副特命事項推進監兼総務部総務課長（近藤晴彦君） ただいまの水谷議員の御質問に回答させていただきます。

この制度は、改正個人情報保護法に基づきまして、行政機関が保有する個人情報のうち、1,000人以上のデータを保有する個人情報保護ファイルについて、特定の個人を識別できないように加工した上で、利用を希望する事業者等に提供できるようにするというものでございますが、先ほど水谷議員がおっしゃられましたとおり、義務化は政令都

市や都道府県という規定となっております。市町村については任意とされているということでございます。このため、本町でも匿名加工情報の提供制度は導入しないという判断をしております。

今後、全国的な状況や近隣市町の動向を注視して判断をしていくものと考えております。以上でございます。

○議長（大橋三男君） よろしいか。

○13番（水谷久美子君） はい。

○議長（大橋三男君） ほかに。

〔挙手する者あり〕

○議長（大橋三男君） 3番 小寺光信君。

○3番（小寺光信君） それでは、総括質問をさせていただきます。

こういういろんな条項、要綱の中に、今回のような町民生活、または事業活動へ重大な影響をする計画、またそれに関するような条例、規則、要綱等の改正・改廃については、パブリックコメントの中でコメントを行うというようなことが規定されております。そうしますと、こういう重大なことについて、その要綱についてパブリックコメントがなされていたのかどうか、それについて御質問いたします。総括質問といたします。

○議長（大橋三男君） 川口総務部長、自席答弁。

○総務部長（川口智也君） ただいまの小寺議員の御質問に対して御回答させていただきます。

議員おっしゃるとおり、条例の制定についてはパブリックコメントを実施するということになっておりますが、今回は個人情報の保護に関する法律が改正されたことに伴い、法において条例で定めることが規定されている事項及び条例で定めることが許容されている事項について定めたもので、その内容につきましては現在の個人情報保護条例の水準を維持していくと、同じ内容で作っていくものにさせていただきました。

そういう関係で、新たな条例の制定というより、条例の置き換えといったような判断をさせていただき、今回は実施しなかったものでございます。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（大橋三男君） 3番 小寺光信君。

○3番（小寺光信君） 今回の内容は、町民の方に重大な影響を及ぼすという観点からしてみますと、やはりするべきではないかなと思っておりますが、それについてはなぜしなかったのか、もう一度お尋ねします。

○議長（大橋三男君） 川口総務部長、自席答弁。

○総務部長（川口智也君） 先ほども御回答させていただきましたが、総務課長の補足説明にもございましたが、国のほうでは申請から……。

国が長い期間を設けるより、現在の条例に定めてあるとおりの短い期間で回答するとい

うことで、基準を変えないということでございますので、この基準を変えらなくなると町民に不利なことが起きてくるかなということが想定されますが、今回は同様の内容で制定するというので、町民の方が不利益を被らないという内容でございますので、実施しなかったということでございます。

[挙手する者あり]

○議長（大橋三男君） 3番 小寺光信君。

○3番（小寺光信君） 今、総務部長のほうから回答がございましたが、重大な影響を及ぼさないという判断をもう既にされているということは、重大な影響があるのにそれをされているということは、今後そういうものがそのまま進んでいくという形になります。そうすると、さっき答えていただきました、なぜしなかったということは重要な問題になろうかと思っておりますので、そこのところについても一度御質問いたします。

○議長（大橋三男君） 町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 議員おっしゃるとおり、重要な計画とか、こういった条例というのは町民に直接関係あることですので、今回はやりませんでしたけれども、しっかりとそういうところは事務方として、これからそういったことはパブコメでやっていくということで御理解いただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（大橋三男君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（大橋三男君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りをいたします。

本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することに決定をいたしました。

---

○議長（大橋三男君） それでは次に、日程第8、議案第60号 養老町個人情報・情報公開・行政不服審査会条例の制定についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程を賜りました議案第60号 養老町個人情報・情報公開・行政不服審査会条例の制定について説明させていただきます。

養老町個人情報保護法施行条例の施行に伴い、養老町個人情報保護条例が廃止され、同条例に規定する養老町個人情報保護審査会も廃止されることから、新条例の諮問的機関として養老町個人情報・情報公開・行政不服審査会の設置について必要な事項を定め

るものでございます。

詳細につきましては、総務課長に補足説明させますので、十分な御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（大橋三男君） 近藤総務課長、自席にて補足説明。

○副特命事項推進監兼総務部総務課長（近藤晴彦君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

現在、養老町行政不服審査会、養老町情報公開審査会及び養老町個人情報保護審査会の3つの審査会について、養老町個人情報保護法施行条例の施行により養老町個人情報保護条例を廃止し、それに伴い養老町個人情報保護審査会の規定も消滅いたします。

したがって、本条例において養老町個人情報保護法施行条例の諮問機関を規定するとともに、養老町行政不服審査会及び養老町情報公開審査会の機能を集約した養老町個人情報・情報公開・行政不服審査会の設置について必要な事項を規定するものです。

本条例の内容について、条を追って御説明申し上げます。

本条例は、第1条から第6条までの構成になっております。

まず、第1条は、審査会を設置することについての規定です。

第2条は、審査会の所掌事務を定めるものです。

審査会は、個人情報及び情報公開に関する調査審議、行政不服審査法に基づく事項の処理を所掌事務といたします。

第3条は、審査会の組織と委員についての規定です。

委員は5人以内で、優れた見識と公正な判断ができる者を町長が委嘱するものとし、その任期は2年といたします。

第4条は、審査会の調査権限についての規定です。

審査会は、必要と認めるときは、請求人や職員に対して必要な調査をすることができるといたします。

第5条は、審査会の委員の守秘義務に関する規定です。

第6条は、本条例に規定されている事項のほかに、本条例の施行に関し必要な事項を規則により定めることを規定するものであります。

また、附則第1条は施行期日を定めており、この条例は令和5年4月1日より施行します。

附則第2条は、本条例の施行に伴い、養老町行政不服審査会条例を廃止する規定です。

附則第3条は、養老町情報公開条例の一部改正の規定です。

本条例の施行に伴い、養老町情報公開条例で規定されている養老町情報公開審査会を養老町個人情報・情報公開・行政不服審査会に一部改正いたします。

附則第4条は、経過措置を規定しています。

附則第5条は、本条例の制定により3つの審査会を集約することから、養老町非常勤

の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例においても所要の改正をするものです。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（大橋三男君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いをいたします。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（大橋三男君） 12番 松永民夫君。

○12番（松永民夫君） 委員を5人以内をもって組織するというところで、優れた見識を有する者、その他町長が適当と認める者というような文言が書いてありますが、町内の有識者等が対象になるのか、町外のそういう有識者、例えば弁護士とか大学教授を入れる考えはあるのか、考え方をお尋ねいたします。

○議長（大橋三男君） 近藤総務課長、自席にて答弁。

○副特命事項推進監兼総務部総務課長（近藤晴彦君） ただいまの松永議員の御質問に回答させていただきます。

現在、個人情報・情報公開・行政不服審査会、それぞれ委員が委嘱されておりますけれども、今現在、大学教授、弁護士等という方に委員の方を委嘱しているという状況でございます。今後とも委員を委嘱する場合には、そういった見識のある方に委嘱を考えております。以上でございます。

○議長（大橋三男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りをいたします。

本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することに決定をいたしました。

---

○議長（大橋三男君） それでは次に、日程第9、議案第61号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。



○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました議案第61号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について説明させていただきます。

令和3年6月に公布されました地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）により、令和5年度から地方公務員の定年が65歳まで段階的に引き上げられることに伴い、次に関係する13の条例について所要の改正を行うものでございます。

1. 養老町職員定数条例、2. 養老町一般職の任期付職員の採用等に関する条例、3. 養老町人事行政の運営状況の公表に関する条例、4. 養老町職員の懲戒の方法及び効果に関する条例、5. 養老町職員の勤務時間、休暇等に関する条例、6. 養老町職員の育児休業等に関する条例、7. 養老町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例、8. 養老町職員の給与に関する条例、9. 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例、10. 養老町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例、11. 養老町職員の分限の方法及び効果に関する条例、12. 養老町定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例、13. 養老町職員の再任用に関する条例、以上が所要の改正が必要となる関係条例となります。

詳細につきましては、総務課長に補足説明させますので、十分な御審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（大橋三男君） 近藤総務課長、自席にて補足説明。

○副特命事項推進監兼総務部総務課長（近藤晴彦君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

まず、別添資料の養老町職員定数条例新旧対照表を御覧ください。

第1条、養老町職員定数条例の一部を改正する条例についてですが、定年の引上げに伴い、各部局の職員定数を見直し、現在の行政組織及び事務分掌について適正な人員配置を行うため、改正を行うものです。

次に、別添資料の養老町一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表を御覧ください。

第2条、養老町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例については、任期付職員の給料月額、給与条例の再任用職員の規定を準用しておりますが、地方公務員法の改正により再任用職員制度が廃止されることに伴い、新たに導入される定年前再任用短時間勤務職員の規定を準用するよう改正を行うものです。

次に、別添資料の養老町人事行政の運営状況の公表に関する条例新旧対照表を御覧ください。

第3条、養老町人事行政の運営状況の公表に関する条例の一部を改正する条例については、再任用短時間勤務職員が廃止され、定年前再任用短時間勤務職員制度が導入されることに伴う改正を行うものです。

次に、別添資料の養老町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例新旧対照表を御覧ください。

第4条、養老町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例については、管理監督職勤務上限年齢制（役職定年制）による降給及び給料の7割措置の適用により給料月額の変動があった場合、減給の効果について変動後の5分の1相当額にとどめる規定を設ける改正を行うものです。

次に、別添資料の養老町職員の勤務時間、休暇等に関する条例新旧対照表を御覧ください。

第5条、養老町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、「再任用短時間勤務職員」を新たに導入される「定年前再任用短時間勤務職員」に改める改正を行うものです。

次に、別添資料の養老町職員の育児休業等に関する条例新旧対照表を御覧ください。

第6条、養老町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、育児休業及び育児短時間勤務をすることができない職員として、役職定年の特例の対象となった管理監督職を占める職員を追加する改正を行うものです。また、第18条、第19条においては、「再任用短時間勤務職員等」を新たに導入される「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める改正を行うものです。

次に、別添資料の養老町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例新旧対照表を御覧ください。

第7条、養老町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例については、派遣の対象とならない職員について、役職定年の特例の対象となった管理監督職を占める職員を追加する改正を行うものです。

次に、別添資料の養老町職員の給与に関する条例新旧対照表を御覧ください。

第8条、養老町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、第6条の2において規定しております再任用職員の給料月額を新たに導入される定年前再任用短時間勤務職員の給料月額の規定に改正するものです。

また、附則第10項から第17項については、当分の間において60歳以降の職員の給料月額について新たに規定を設けるもので、原則60歳に達した職員の給料月額は、60歳前の70%に減額となります。

別表第1については、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改正するものです。

また、別表第2については、6級・7級の職務について「相当する職務」という表現を削り、具体的な職務を規定する改正を行うものです。

次に、別添資料の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例新旧対照表を御覧ください。

第9条、単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例については、「再任用職員」を新たに導入される「定年前再任用短時間勤務職員」に改める改正を行うものです。

次に、別添資料の養老町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例新旧対照表を御覧ください。

第10条、養老町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についても、「再任用職員等」を新たに導入される「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める改正を行うものです。

次に、別添資料の養老町職員の分限の手続及び効果に関する条例新旧対照表を御覧ください。

第11条、養老町職員の分限の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例については、役職定年制の導入に伴い、降給に関する規定を追加する改正を行うものです。

次に、別添資料の養老町定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例新旧対照表を御覧ください。

第12条、養老町定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部を改正する条例については、早期退職募集制度に係る年齢について、定年の引上げに伴い改正を行うものです。ただし、当分の間は、募集対象の開始となる年齢を現行制度（60歳定年の場合45歳）と同じにするため、附則においても経過措置を設けております。

最後に、別添資料の養老町職員の再任用に関する条例新旧対照表を御覧ください。

第13条、養老町職員の再任用に関する条例の廃止については、地方公務員法の改正により再任用制度が廃止されることに伴い、廃止するものです。

次に、施行期日につきましては、この条例は令和5年4月1日から施行します。

附則第2条は、用語の定義を定めるものです。

今回の法改正により、定年の段階的な引上げ期間中は、現行の再任用制度と同様の暫定的な再任用制度が設けられています。この規定により採用された職員が暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員となります。

附則第3条から第7条までは、暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員について、必要な経過措置を規定しております。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（大橋三男君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は、総務民生委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いをいたします。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（大橋三男君） 質疑ないようでございますので、質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することに決定をいたしました。

ここで暫時休憩といたします。再開は10時50分でございます。

それでは、よろしくお願いをいたします。

（午前10時35分 休憩）

（午前10時50分 再開）

○議長（大橋三男君） それでは、これより休憩を解き、再開をいたします。

---

○議長（大橋三男君） それでは次に、日程第10、議案第62号 養老町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました議案第62号 養老町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

令和3年6月に公布されました地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）により、令和5年度から地方公務員の定年が65歳まで段階的に引き上げられ、管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制が新たに導入されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、総務課長に補足説明させますので、十分な御審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（大橋三男君） 近藤総務課長、自席にて補足説明。

○副特命事項推進監兼総務部総務課長（近藤晴彦君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

別添資料の養老町職員の定年等に関する条例新旧対照表を御覧ください。

まず、第1条の改正については、地方公務員法の改正により、新たに町の条例へ委任する事項が設けられたことに伴い、新地方公務員法の規定を追加するため、改正を行うものです。

次に、第3条の改正については、定年を65歳にする改正を行うものです。

次に、第4条の改正については、定年による退職の特例について、役職定年制との関

係を調整する改正を行うものです。

次に、第6条から第11条までは、新たに導入される管理監督職勤務上限年齢制に関し、必要な規定を追加するものです。

第6条については、対象となる管理監督職について規定するもので、管理職手当を支給される職が対象となります。

第7条については、上限年齢を60歳と規定するものです。

第8条については、ほかの職へ降任等を行うに当たって、遵守すべき基準を規定するものです。

第9条については、管理監督職勤務上限年齢による降任や管理監督職への任用の制限の特例について規定するものです。

第10条については、第9条の特例を適用する場合には、あらかじめ職員本人の同意を得なければならないことを規定するものです。

第11条については、特例を適用した事由が消滅した場合の措置について規定するものです。

次に、第12条及び第13条については、新たに導入される定年前再任用短時間勤務制に関し、必要な規定を追加するものです。

60歳以降に退職した職員を短時間勤務の職に採用することができるよう規定するものです。

次に、第14条については、町の規則への委任規定としております。

次に、附則第4項については、定年引上げ期間中の定年を規定しており、定年は2年に1歳ずつ段階的に引き上げることとなります。

最後に、附則第5項については、職員が60歳に達する前年度における情報提供・意思確認について規定するものです。

次に、施行日についてであります。この条例は令和5年4月1日から施行します。

次に、改正附則第2条については、勤務延長に関し、必要な経過措置を規定するものです。

次に、改正附則第3条から第6条までについては、定年退職者等の再任用に関し、必要な経過措置を規定するものです。

定年の段階的な引上げ期間が終了する令和14年3月31日までの間、定年に達している職員を、常時勤務を要する職または短時間勤務の職に採用することができるよう規定されています。

次に、改正附則第7条から第9条までについては、地方公務員法の改正法附則に規定する条例で定める職等について規定するものです。

次に、改正附則第10条については、定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置を規定するものです。

最後に、改正附則第11条については、施行日前に情報提供・意思確認を実施する職員の年齢を規定するものです。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（大橋三男君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は、総務民生委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いをいたします。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋三男君） 13番 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） 本条例改正の趣旨は理解しましたが、定年の延長に伴って新卒で採用する枠が限られてくる、いわゆる狭まるというか少なくなるんじゃないかということに危惧するわけですが、この点では適正な新卒の採用に関してどのようにお考えか、伺っておきたいと思います。

○議長（大橋三男君） 近藤総務課長、自席にて答弁。

○副特命事項推進監兼総務部総務課長（近藤晴彦君） 本条例の改正に伴いまして、令和12年度まで定年のほうが段階的に延長されるということで、退職者がここ数年は少なくなるということがございます。ただし、新規採用につきましても段階的に採用しないと人事の定数に関して適正な若い職員の育成が図られませんので、採用に関して定期的に採用できるような形を取りたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（大橋三男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することに決定をいたしました。

---

○議長（大橋三男君） 次に、日程第11、議案第63号 養老町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました議案第63号 養老町議会議員の議員報酬、

費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

養老町一般職の職員の給与が国に準じて改正されることに伴い、養老町議会議員の期末手当につきましても、一般職の職員に準じて所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては、議会事務局に補足説明させますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大橋三男君） 中島議会事務局長、自席にて補足説明。

○議会事務局長（中島和哉君） それでは、私より補足説明をさせていただきます。

まず、第1条関係について説明をさせていただきます。

新旧対照表（第1条関係）を御覧ください。

第5条の改正については、期末手当の支給率を、12月に支給する場合において0.1月分引上げをするものです。

次に、第2条関係について説明をさせていただきます。

新旧対照表（第2条関係）を御覧ください。

第1条の改正で期末手当の支給率が0.1月分引上げになりますが、引上げ分について一般職と同様に6月と12月に振り分ける改正を行うもので、年間の支給率について変更はございません。

次に、施行日についてであります。第1条の規定は公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用します。また、第2条の規定は令和5年4月1日から施行します。

附則第2条は、この条例の施行に伴い、必要な措置を規定しております。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（大橋三男君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は、総務民生委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いをいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 質疑はなしと認めます。総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することに決定をいたしました。

○議長（大橋三男君） それでは次に、日程第12、議案第64号 養老町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました議案第64号 養老町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について御説明させていただきます。

養老町一般職の職員の給与が国に準じて改正されることに伴い、養老町特別職職員の期末手当につきましても、一般職の職員に準じて所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、総務課長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大橋三男君） 近藤総務課長、自席にて補足説明。

○副特命事項推進監兼総務部総務課長（近藤晴彦君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

別添資料の養老町特別職の職員の給与に関する条例新旧対照表を御覧ください。

まず、改正条例第1条関係について説明をさせていただきます。

第8条の改正については、期末手当の支給率を12月に支給する場合において0.1月分引上げをするものです。

次に、改正条例第2条関係について説明をさせていただきます。

第1条の改正で期末手当の支給率が0.1月分引上げになりますが、引上げ分について一般職と同様に、6月と12月で均等に配分するよう改正を行うもので、年間の支給率について変更はございません。

次に、施行日についてであります。第1条の規定は公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用します。また、第2条の規定は令和5年4月1日から施行します。

附則第2条は、この条例の施行に伴い必要な措置を規定しております。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（大橋三男君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は、総務民生委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。



〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することに決定をいたしました。

---

○議長（大橋三男君） それでは次に、日程第13、議案第65号 養老町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました議案第65号 養老町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について御説明させていただきます。

令和4年の人事院勧告により、国の一般職の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第81号）が令和4年11月18日に公布されたことに伴い、本町におきましても国に準じて、勤勉手当、給料表等の所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、総務課長に補足説明させますので、十分な御審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（大橋三男君） 近藤総務課長、自席にて補足説明。

○副特命事項推進監兼総務部総務課長（近藤晴彦君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

別添資料の養老町職員の給与に関する条例新旧対照表を御覧ください。

最初に、改正条例第1条関係について説明をさせていただきます。

第20条の改正については、12月に支給する勤勉手当の支給率を一般職員は0.1月分、再任用職員は0.05月分引上げをするものです。

別表第1については、給料表の改定を行うものであります。

次に、改正条例第2条関係について説明をさせていただきます。

第20条の改正については、改正条例第1条で改正した勤勉手当の支給率について6月と12月で均等に配分するよう支給率を平準化する改正で、年間の支給率については変更はございません。

次に、施行日についてであります。第1条の規定は公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用します。また、第2条の規定は令和5年4月1日から施行します。

附則第2条については、給与の支給についての必要な措置を規定しております。

また、附則第3条については、町の規則への委任規定としております。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（大橋三男君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は、総務民生委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質

疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いをいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することに決定をいたしました。

---

○議長（大橋三男君） それでは次に、日程第14、議案第66号 養老町税条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました議案第66号 養老町税条例等の一部を改正する条例について説明させていただきます。

このたびの改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）が令和4年3月31日に公布され、同法の一部が令和5年1月1日以降に施行されることに伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、税務課長より補足説明させますので、十分御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大橋三男君） 藤田特命事項推進監兼税務課長、自席にて補足説明。

○特命事項推進監兼総務部税務課長（藤田勝彦君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

今回の改正は3条立てとしており、法令等の改正に合わせて、第1条では養老町税条例の一部改正を、また第2条では養老町税条例の一部を改正する条例の一部改正を、また第3条では養老町手数料条例の一部改正を行うものでございます。

まず、養老町税条例の一部を改正する条例（第1条関係）について説明させていただきますが、別添資料の養老町税条例新旧対照表（第1条関係）1ページを御覧ください。

1ページの第26条、2ページの第26条の10、7ページの附則第13条の3、8ページの附則第18条の2及び9ページの附則第18条の3の改正につきましては、特定配当等に係る所得及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得において、所得税と個人住民税で異なる課税方式の選択が可能となっておりましたが、このたびこれらを一致させる法の一部改正がされたことに伴い、関係条例につきまして一部を改めるものでございます。

次に、3ページ、第28条の2、4ページ、第28条の3の2、5ページ、第28条の3の3の改正につきましては、配偶者控除等の適用を確実に判定するため、給与所得者及び公的年金等受給者が退職手当等に係る所得を有する一定の配偶者等を有する場合には、給与所得者の扶養親族等申告書または公的年金等受給者の扶養親族等申告書に当該配偶者等の氏名を記載することとするなどの法の一部改正が行われました。

これに伴い、第28条の2においては、配偶者特別控除額の規定及び引用法令の項ずれ、第28条の3の2においては、給与所得者の扶養親族申告における退職所得等を有する控除適用対象である配偶者の氏名の追加、第28条の3の3においては、公的年金等受給者の扶養親族申告における退職所得等を有する控除適用対象である配偶者及び扶養親族の氏名の追加により、一部を改めるものです。

次に、6ページ、第54条の2及び第54条の3の改正につきましては、固定資産課税台帳の閲覧及び証明書の交付について、民法等の一部を改正する法律（令和3年法律第24号）による不動産登記法の一部改正により、DV被害者等から登記所に申出があった場合、住所に代わる事項を記載するとされたことに伴い、条例の一部を改めるものです。

次に、附則第4条の3の2の改正につきましては、所得税法等の一部を改正する法律により、住宅借入金等特別税額控除の適用期限の延長などにより、所得税における住宅ローン控除の適用期限が4年間延長されたことに伴い、条例の一部を改めるものです。

また、この改正により、10ページ、附則第23条につきましては、内容が包括されるため削除するものです。

7ページ、附則第14条の2につきましては、引用条項である租税特別措置法第37条の9の削除に伴い、条例の一部を改めるものです。

次に、第2条関係につきましては新旧対照表11ページを御覧ください。

養老町税条例の一部を改正する条例（令和3年養老町条例第27号）について、扶養親族申告書の提出義務の見直し等により、扶養親族の範囲について、退職手当等を有する控除対象扶養親族を有する者についても追加されたため、関係規定の改正を行うものです。

次に、第3条関係については新旧対照表12ページを御覧ください。

養老町税条例第54条の3の改正に伴い、養老町手数料条例別表11中の租税公課証明書交付手数料において、関係規定を改正するものです。

なお、この条例の施行期日につきましては、第1条関係中第28条の3の2、第28条の3の3、附則第4条の3の2及び附則第14条の2の改正規定並びに附則第23条を削る改正及び第2条関係中第28条の3の3の改正規定は、令和5年1月1日となっています。

次に、第1条関係中第26条、第26条の10、第28条の2、附則第13条の3、附則第18条の2及び附則第18条の3の改正規定につきましては、令和6年1月1日より施行いたします。

最後に、1条関係中第54条の2及び第54条の3の改正規定、附則第3条第1項及び第2項の経過措置に関する規定並びに第3条関係の改正規定につきましては、民法等の一部を改正する法律（令和3年法律第24号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日より施行いたします。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（大橋三男君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は、総務民生委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いをいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することに決定をいたしました。

---

○議長（大橋三男君） 次に日程第15、議案第67号 町道路線の廃止及び変更並びに認定についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました議案第67号 町道路線の廃止及び変更並びに認定についての説明をさせていただきます。

町道路線の廃止及び変更につきましては、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定に基づき、町道路線の認定につきましては、同法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、建設課長に補足説明させますので、十分御審議賜りますようよろしく願いいたします。

○議長（大橋三男君） 問山建設課長、自席にて補足説明。

○産業建設部建設課長（問山 剛君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

町道路線の廃止について、整理番号1の一色21号線、整理番号2の広域営農団地5号線につきましては、東海環状自動車道整備事業の進捗に伴い、町道路線を廃止するもの

でございます。

次に、町道路線の変更について、整理番号1の大跡口ヶ島1号線から整理番号7の横屋35号線の7路線につきましては、東海環状自動車道整備事業の進捗に伴い、町道路線の変更をするものでございます。

次に、町道路線の認定について、整理番号1の高田188号線につきましては、高田地内において、昨今、生活道路としての利用が見受けられるので、新たに認定するものでございます。整理番号2の一色41号線から整理番号5の横屋38号線の4路線につきましては、先ほどの路線の廃止・変更と同様に東海環状自動車道整備事業の進捗に伴い新たに認定するものでございます。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（大橋三男君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は、産業建設委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いをいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、産業建設委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、産業建設委員会に付託の上、審査することに決定をいたしました。

○議長（大橋三男君） 次に、日程第16、同意第7号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてから日程第18、同意第9号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてまでの計3件を一括議題として上程し、提案理由の説明を受け、質疑を行い、同意の人事案件であることから討論は省略をすることとし、各議案ごとに採決を行います。

それでは、町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま一括上程賜りました同意第7号から同意第9号までの固定資産評価審査委員会委員の選任同意について御説明を申し上げます。

このたび、固定資産評価審査委員会委員の任期が令和4年12月26日をもって満了となります。引き続き佐竹孝一氏に固定資産評価審査委員会委員として再任をお願いし、また2名の方がお辞めになるという意向でございますので、新たに西脇敏郎氏及び林康博

氏に固定資産評価審査委員会委員をお願いしたいので、地方税法第423条第3項の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期につきましては、令和4年12月27日から令和7年12月26日までの3か年となります。

1人目ですけれども、記、住所、岐阜県養老郡養老町蛇持87番地、佐竹孝一氏、続きまして、岐阜県養老郡養老町竜泉寺227番地、西脇敏郎氏、3人目ですけれども、岐阜県養老郡養老町下笠865番地、林康博氏。

以上3名でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（大橋三男君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋三男君） 13番 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） 今回、町長就任間もなくの人事案件ということで、この人事は前町長のときに御本人に同意が得られた経過があるのか、また新しい町長の下で就任間もなく直接お会いになって選任同意を取り付けたのか、その点を確認させてください。

○議長（大橋三男君） 町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 失礼いたします。水谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

選任の案は前町長のほうをお願いしまして、15日に私、就任しておりますので、選挙後ですけれども、12月8日だったと思いますけれども、新たにお願ひします西脇さんと林さんには御足労いただきまして役場にお越しいただいて、総務課、担当課が立会いの下、面接を行っております。お二方とも広い見識の持ち主でしたし、昔から存じ上げておる方でもありましたので、よろしいのではないかなということで今回推薦させていただきました。

佐竹孝一氏につきましては、私、古くから知っておりますので、電話のほうで引き続きということをお願いしておりますけどということを行いましたら、前町長からも聞いておりますということで、快く候補者として内諾をいただいております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（大橋三男君） 11番 田中敏弘君。

○11番（田中敏弘君） 2点について伺います。

それぞれの年齢か生年月日と、それから新任の方の職業と伺いますか、佐竹さんは私もよく知っていますが、西脇さんと林さんの御職業をお願いします。

○議長（大橋三男君） 町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 田中議員の御質問ですけれども、佐竹孝一さんは69歳です。あと、西脇敏郎さんにおかれましては71歳、林康博さんにおかれましては67歳でございます。

西脇さんは養老地区の副区長会長、竜泉寺の区長さんもやっておみえになりますし、前職業がJA関係でお勤めされておったということで、融資担当で長く活躍されたというふうに伺っておりますし、宅建等も持っておられるということで、よろしいのではないかなというような経歴でございます。

林さんにおかれましては、日本放送協会にお勤めされておったということで、特に技術畑を務められ、関連会社等にも勤務されておったということでございます。現在、下笠区の中で、あそこは自治会長制度をしいておりますので、自治会長とか、現在は下笠の副区長もやっておるといようなことも伺っております。

両名に共通しますのは、社会・地域における責任ある立場で様々な状況において把握しながら務めておみえになるということで、そういった経験をもって適任ではないかなというふうに判断して推薦させていただきました。以上でございます。

○議長（大橋三男君） ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（大橋三男君） ないようでございますので、質疑なしと認め、質疑を終わります。これより順次採決を行います。

まず、同意第7号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてを原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大橋三男君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

次に、同意第8号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてを原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大橋三男君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

次に、同意第9号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてを原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大橋三男君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

---

○議長（大橋三男君） 次に、日程第19、選挙第3号 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてを議題といたします。

本件は、岐阜県後期高齢者医療広域連合規約による養老町選出議員の改選の規定により、町長、副町長または監査委員のうちから1人を議会で選挙するものです。

お諮りします。

選挙方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定をいたしました。

お諮りします。

指名の方法について、議長が指名することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定をいたしました。

それでは、岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員に、養老町長 川地憲元君を指名します。

お諮りします。

ただいま指名をいたしました養老町長 川地憲元君を岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

したがって、養老町長 川地憲元君が岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選をされました。

---

○議長（大橋三男君） 次に、日程第20、議案第68号から日程第30、議案第78号までの計11件につきましては、逐条上程後、提案理由の説明を受け、総括質疑のみ行います。

それでは、日程第20、議案第68号 令和4年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れの変更についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました議案第68号 令和4年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れの変更について御説明させていただきます。

養老町立食肉事業センター特別会計につきましては、今回、議案第73号の令和4年度養老町立食肉事業センター特別会計補正予算（第3号）で、管理費及び関係職員費の増加に伴い、一般会計からの繰入金を2,322万1,000円増額しております。

同センターの管理費等につきましては、一般会計からの繰入金を充てておりますので、今回補正によりまして繰入総額を1億2,356万4,000円に変更するものでございます。



以上で、議案第68号 令和4年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れの変更についての提案説明とさせていただきます。

○議長（大橋三男君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は、予算特別委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いをいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、予算特別委員会に付託の上、審査することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、予算特別委員会に付託の上、審査することに決定をいたしました。

---

○議長（大橋三男君） 次に、日程第21、議案第69号 令和4年度養老町農業集落排水事業特別会計の繰入れの変更についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました議案第69号 令和4年度養老町農業集落排水事業特別会計の繰入れの変更について御説明させていただきます。

養老町農業集落排水事業特別会計につきましては、今回、議案第74号の令和4年度養老町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）で、一般管理費の増加に伴い、一般会計からの繰入金を127万3,000円増額しております。

農業集落排水事業の一般管理費につきましては、一般会計からの繰入金を充てておりますので、今回の補正によりまして繰入総額を2,148万4,000円に変更するものでございます。

以上で、議案第69号 令和4年度養老町農業集落排水事業特別会計の繰入れの変更についての提案説明とさせていただきます。

○議長（大橋三男君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は、予算特別委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いをいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、予算特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、予算特別委員会に付託の上、審査することに決定をいたしました。

---

○議長（大橋三男君） 次に、日程第22、議案第70号 令和4年度養老町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました議案第70号 令和4年度養老町一般会計補正予算（第8号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ3億1,604万1,000円を追加し、予算総額を125億4,781万1,000円にするものでございます。

主な補正の内容につきましては、人件費の増額、障害者自立支援給付事業、出産・子育て応援事業、各施設の光熱水費などでございます。

詳細につきましては、それぞれ総務部長、住民福祉部長、産業建設部長、教育委員会事務局長、消防長に補足説明させますので、十分御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（大橋三男君） 川口総務部長、自席にて補足説明。

○総務部長（川口智也君） それでは、私のほうから総務部関係の補足説明をさせていただきます。

最初に、17、18ページの歳出から説明をさせていただきます。

款9消防費、項1消防費、3目防災費では、令和2年度から3年度にかけて実施した防災行政無線のデジタル化において、屋外拡声子局を設置する予定であった揖斐川養老大巻防災拠点について、防災拠点が整備中であったため、屋外拡声子局の設置を見送っておりましたが、令和4年3月に防災拠点の整備工事が完了したことに伴い、防災行政無線の屋外拡声子局を1基設置する工事費として605万円を増額いたしました。

人件費につきましては、各科目でそれぞれ所要額を補正していますので、一括して説明をさせていただきます。

23ページの給与費明細書について説明をさせていただきます。

まず、特別職の長等につきましては、期末手当で22万円の増額、共済費で56万円の増

額であります。

議員につきましては、お一人辞められた関係で予算上の変更はございません。

次に、24ページの一般職について説明をさせていただきます。

報酬については82万2,000円の増額、給料については58万8,000円の増額、職員手当等については1,952万6,000円の増額、共済費については417万4,000円の減額であります。

増減額の明細につきましては、給料については、給与改定に伴う分で318万2,000円の増額、昇給に伴う分で368万円の増額、異動等に伴う分で627万4,000円の減額であります。職員手当等については、制度改正に伴う分で781万3,000円の増額、異動等に伴う分で1,171万3,000円の増額であります。

戻りまして、7、8ページを御覧ください。

歳入でございます。

款19繰越金、項1繰越金、1目繰越金では、財源が不足する額1億9,807万7,000円を増額しました。

以上で、総務部関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（大橋三男君） 大倉住民福祉部長、自席にて補足説明。

○住民福祉部長（大倉 修君） それでは、私のほうから住民福祉部関係の補足説明をさせていただきます。

最初に、11、12ページの歳出から説明させていただきます。

款2総務費、項3戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費の個人番号カード交付事業では、現在、マイナンバーカードの普及促進に当たっては、専用窓口のほか、休日窓口及び夜間窓口を設置するなど申請・交付の利便性を図っておりますが、マイナポイントの申請期限の延長もあり、引き続き申請・交付に係る受付体制を維持していくため、職員手当等として66万3,000円を増額いたしました。

次に、款3民生費、項1社会福祉費、1目社会福祉総務費の障害者自立支援給付事業では、介護給付費等の動向により扶助費9,430万1,000円を増額するとともに、介護保険事業特別会計繰出金では、介護給付費及び地域支援事業等における町の負担金増により、970万4,000円をそれぞれ増額いたしました。

また、3目福祉医療費の福祉医療事務事業では29万8,000円、重度心身障害者医療事業では693万8,000円、母子家庭等医療事業では63万7,000円の計787万3,000円をそれぞれ給付の動向により増額いたしました。

また、8目心身障害者福祉センター費の心身障害者福祉センター維持管理事務事業では、エネルギー価格の高騰に伴う電力市場価格の上昇により不足が見込まれる電気料86万1,000円を増額いたしました。

次に、項2児童福祉費、1目児童福祉総務費の公立認定こども園等関係事務事業では、養老・養北・日吉の各こども園でも他の施設と同様に電気料375万8,000円のほか、令和

3年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金の額の確定に伴い生じた返還金8,000円の計376万6,000円を増額いたしました。

また、私立保育所等運営費補助金では、私立園が実施する低年齢児保育対策事業を支援するため、207万6,000円を増額いたしました。

また、障害児通所給付事業では、その給付の動向により1,362万円を増額いたしました。

また、子ども・子育て支援事業では、いずれも国庫補助金の令和3年度子ども・子育て支援交付金の額確定に伴い生じた返還金13万2,000円及び令和3年度保育対策総合支援事業費補助金の額確定に伴い生じた返還金22万9,000円の計36万1,000円並びに私立園が実施する低年齢児保育対策事業、保育補助者雇上強化事業を支援するため、299万4,000円の計335万5,000円を増額いたしました。

また、2目児童措置費の私立保育所等運営事業では、保育料の収納委託料で4,000円のほか、私立保育所等運営費で当初見込みを上回る園利用人数の増加分や保育士等の賃金改善等に対して支援するため、2,432万7,000円の計2,433万1,000円を増額いたしました。

また、3目児童館運営費では、令和3年度次世代育成支援対策施設整備交付金（国庫補助金）の額確定に伴い生じた返還金34万3,000円を増額いたしました。

次に、款4衛生費、項1保健衛生費、1目保健衛生総務費では、このたび国が、核家族化が進み、地域のつながりも希薄となる中で、孤立感や不安感を抱く妊婦・子育て家庭も少なくなく、全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境を整備するため、伴走型相談支援の充実と経済支援の取組を一体として実施する事業を支援する出産・子育て応援交付金を創設いたしました。本年4月以降に出産された方を対象に、伴走型相談支援の充実では、出産・育児等の見通しを立てるための面談等を実施して必要な支援につなぐほか、経済支援では、妊娠届出時に5万円、出生届後に5万円の合わせて10万円を支給するものでございます。

本町におきましても、この交付金の趣旨を踏まえ、伴走型支援の充実及び経済的支援に取り組むため、交付金の支給事務に従事する会計年度任用職員の雇用費用、電算システムの改修委託料のほか交付金935万円など、計1,415万円を新たに計上いたしました。

また、4目斎苑費の維持管理費では、他の施設と同様に不足が見込まれる電気料289万6,000円を増額いたしました。

続きまして、7、8ページの歳入について説明をさせていただきます。

款12分担金及び負担金、項2負担金、1目民生費負担金では、私立保育園の保育料75万5,000円を増額いたしました。

次に、款14国庫支出金、項1国庫負担金、1目民生費国庫負担金の1節社会福祉費負担金では、障害者自立支援給付事業に係る負担金4,715万円及び介護保険事業の低所得

者保険料軽減事業に係る負担金37万8,000円の計4,752万8,000円を増額いたしました。

また、2節児童福祉費負担金では、私立の保育所運営費負担金として926万8,000円、障害児通所給付事業に係る負担金680万9,000円の計1,607万7,000円を増額いたしました。

次に、同じく款14国庫支出金の項2国庫補助金、1目総務費国庫補助金では、個人番号カード交付事務費に係る補助金66万3,000円を増額するとともに、3目衛生費国庫補助金では、出産・子育て応援事業に係る補助金1,093万2,000円を計上いたしました。

次に、款15県支出金、項1県負担金、1目民生費県補助金、1節社会福祉費負担金では、障害者自立支援給付事業に係る負担金で2,357万5,000円、介護保険事業の低所得者保険料軽減事業に係る負担金18万9,000円の計2,376万4,000円を増額いたしました。

また、2節児童福祉費負担金では、私立の保育所運営費に係る負担金285万円、障害児通所給付事業に係る負担金340万4,000円の計625万4,000円を増額いたしました。

次に、同じく款15県支出金の項2県補助金、2目民生費県補助金、2節福祉医療費補助金では、福祉医療費助成事業審査支払事務費4万1,000円、福祉医療費補助金、重度心身障害者医療費分ですが、346万8,000円の計350万9,000円を増額いたしました。

また、3節児童福祉費補助金では、岐阜県児童福祉等対策事業補助金236万円を増額いたしました。

また、3目衛生費県補助金では、出産・子育て応援事業に係る補助金160万8,000円を増額いたしました。

最後に、款20諸収入、項4雑入、5目過年度収入では、いずれも令和3年度（過年度分）の介護保険事業の低所得者保険料軽減事業額の確定に伴い、国庫負担金で40万7,000円、県負担金で20万3,000円の計61万円を増額いたしました。

以上で、住民福祉部関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（大橋三男君） 松岡産業建設部長、自席で補足説明。

○産業建設部長（松岡弘泰君） それでは、私のほうから産業建設部関係の補足説明をさせていただきます。

最初に、歳出から御説明させていただきます。

まず初めに、11ページ、12ページのほうを御覧ください。

款2総務費、項1総務管理費、5目財産管理費では、エネルギー価格の高騰に伴う電力市場価格の上昇により、不足する電気料として、庁舎等管理費で役場庁舎分として660万円、公有財産及び普通財産管理費で街路灯などの分として792万6,000円をそれぞれ増額いたしました。

次に、めくっていただきまして、15ページ、16ページになりますが、そちらのほうを御覧ください。

款4衛生費、項2清掃費、3目コミュニティプラント管理費では、エネルギー価格の高騰に伴う電力市場価格の上昇により不足する電気料として光熱水費を263万5,000円、

施設の修繕工事費として187万円の合わせて450万5,000円を増額いたしました。

次に、款6農林水産業費、項1農業費、3目農業振興費の就業改善センター維持管理費では、同様にエネルギー価格の高騰に伴う電力市場価格の上昇により不足する電気料として光熱水費を23万4,000円、農業集落排水事業特別会計繰出金では、農業集落排水事業で不足する電気料の所要額といたしまして繰出金127万3,000円をそれぞれ増額し、機構集積協力金交付事業費では、農地中間管理事業を活用した農地の貸付けにより交付された機構集積協力金につきまして、交付要件である期間の中途解約があったことから協力金の返還をするもので、返還金として4万4,000円を計上いたしました。

次に、4目畜産業費の畜産振興事業費では、エネルギー価格の高騰に伴う電力市場価格の上昇により不足する電気料及び施設維持管理において不足する消耗品費並びに給排水施設等の修繕費など管理費の所要額として、食肉事業センター特別会計への繰出金を2,322万1,000円増額しました。

次に、5目土地改良費の多面的機能支払交付金事業では、多面的機能支払交付金の交付率におきまして上振れが生じまして国の交付率に合わせる必要がありますことから424万6,000円を、また同事業活動終了組織の精算金返還として13万4,000円の合わせて438万円を増額し、水みちの連続性推進事業では、農業用排水路内にある落差（段差）を解消することで水みちの連続性を回復させ、多種多様な魚類種を含む水田周辺の水域環境の再生を行うことを目的として令和2年度に事業を実施したのですが、さらに機能向上を図るものとして工事請負費を50万円計上いたしました。

次に、めくっていただきまして、17ページ、18ページを御覧ください。

款7商工費、項1商工費、2目商工業振興費の新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に向けて行う飲食店等時短要請に伴う岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第10弾）に係る市町村負担分として157万3,000円を計上いたしました。

次に、歳入について御説明させていただきます。

7ページ、8ページを御覧ください。

款15県支出金、項2県補助金、4目農林水産業費県補助金では、多面的機能支払交付金事業補助金318万4,000円、用排水路・河川落差解消支援事業補助金50万円をそれぞれ増額しました。

次に、おめくりいただきまして、9、10ページを御覧ください。

款20諸収入、項4雑入、6目雑入では、機構集積協力金返還金4万3,000円、また活動終了組織からの多面的機能支払交付金返還金17万7,000円をそれぞれ計上いたしました。

以上で、産業建設部関係の補足説明といたします。

○議長（大橋三男君） 中島教育委員会事務局長、自席にて補足説明。

○教育委員会事務局長（中島恵美君） それでは、私のほうから教育委員会関係の補足説明をさせていただきます。

歳出のみでございます。

17、18ページを御覧ください。

款8土木費、項4都市計画費、2目公園管理費の中央公園維持管理整備事業費では、エネルギー価格の高騰に伴う電力市場価格の上昇により不足する中央公園の電気料に係る予算として、98万6,000円を増額いたしました。

次に、19、20ページを御覧ください。

款10教育費、項2小学校費、1目学校管理費の小学校管理事務及び項3中学校費、1目学校管理費の中学校管理事務では、エネルギー価格の高騰に伴う電力市場価格の上昇により不足する電気料に係る予算として、小学校分電気料3,005万6,000円、中学校分電気料1,516万1,000円をそれぞれ増額いたしました。

次に、項4社会教育費、2目社会教育総務費の職員管理費では、町図書館勤務の正規職員の退職に伴い職員数が不足し、事務に支障を来すことから、司書資格を有する会計年度任用職員を1名雇用することとなったため、会計年度任用職員報酬として56万6,000円を増額いたしました。

次に、3目公民館費の公民館維持管理費及び産業文化会館維持管理費（高田公民館）では、エネルギー価格の高騰に伴う電力市場価格の上昇により不足する電気料に係る予算として、中央公民館電気料404万8,000円、産業文化会館電気料77万2,000円をそれぞれ増額いたしました。

同じく3目公民館費の地区公民館維持管理費では、エネルギー価格の高騰に伴う電力市場価格の上昇により不足する各地区公民館の電気料を増額するほか、旧J A広幡支店の施設について、今後、地域コミュニティー化し、地域拠点施設として活用していく予定をしていることから、当施設の土地・建物の購入に伴う公有財産購入費を予算計上し、当施設を地域拠点施設として活用できるよう改修するための工事請負費を増額するものでございます。

また、小畑公民館、多芸公民館、日吉公民館及び室原分館に設置されているAEDを更新するための備品購入費を増額し、地区公民館維持管理費として総額1,013万8,000円を増額いたしました。

次に、21、22ページを御覧ください。

項5保健体育費、1目保健体育総務費の社会体育施設維持管理費では、エネルギー価格の高騰に伴う電力市場価格の上昇により不足する笠郷テニスコートの電気料に係る予算として、42万7,000円を増額いたしました。

以上で、教育委員会関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（大橋三男君） 坂口消防長、自席にて補足説明。

○消防長（坂口 貴君） それでは、私のほうから消防本部関係の補足説明をさせていただきます。

歳出のみでございます。

今回の補正の内容は、エネルギー価格の高騰に伴う電力市場価格の上昇により不足する電気料に係る予算を増額するものでございます。

17、18ページを御覧ください。

款9消防費、項1消防費、1目常備消防費では、消防施設等維持管理事業で養老消防署、南部分署及び上石津分署分として263万9,000円を増額いたしました。

また、款9消防費、項1消防費、2目非常備消防費では、非常備消防維持管理運営事業で消防団器具庫及び警鐘台分として5万2,000円を増額いたしました。

以上で、消防本部関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（大橋三男君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は、予算特別委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いをいたします。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋三男君） 13番 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） それでは、先ほど総務部長から提案説明のあった職員手当の補正関連について伺います。特に時間外勤務手当が1,440万2,000円補正額として出ていますが、これは今、官民挙げて取り組んでいるノー残業デーや働き方改革を当町も実行しながらの反映というふうに理解してよろしいか。

○議長（大橋三男君） 川口部長。

○総務部長（川口智也君） ただいまの水谷議員の質問にお答えさせていただきます。

そのとおりでございます。毎月、衛生委員会をやっておりますが、そちらのほうでも残業時間については、職員の体調管理の問題からも無理な残業はしないようにといたるところでやっているところがございますが、それを踏まえての結果ということでございます。

○議長（大橋三男君） ほかに。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋三男君） 11番 田中敏弘君。

○11番（田中敏弘君） 6ページの財源の関係ですが、一応国のほうでは12月2日に第2次補正予算で29兆1,000億円を可決されております、経済対策として。それで、今回提案の3億1,604万1,000円のうち国・県支出金は1億1,637万9,000円というようなことで、比率としては36.8%となっておりますが、今後、一財で対応してあるのがあるのか、



また国から来た場合に財源更正で直していくのか、その辺の見通しもちょっと見解を求めます。

○議長（大橋三男君） 川口総務部長。

○総務部長（川口智也君） ただいまの田中議員の御質問でございますが、おっしゃるとおり、国から何らかのまた交付金等ございましたら、財源更正させていただく予定でございます。

○議長（大橋三男君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（大橋三男君） 8番 吉田太郎君。

○8番（吉田太郎君） 歳入歳出で3億1,600万の追加ということで、この中で全体として電気料金というのが大体分かれば教えてほしいです、この中から。分かりませんか。高騰ばかりしているので、全体、どのぐらい電気代が。

分からなかったら後でいいですよ。

○議長（大橋三男君） 川口総務部長。

○総務部長（川口智也君） すみません、ただいま手持ちに資料がございませんので、委員会でお答えさせてもらうということによろしいでしょうか。よろしく願いいたします。

○8番（吉田太郎君） お願いします。

○議長（大橋三男君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、予算特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、予算特別委員会に付託の上、審査することに決定をいたしました。

これより暫時休憩といたします。再開は午後1時5分といたします。よろしく願いします。

（午後0時07分 休憩）

（午後1時05分 再開）

○議長（大橋三男君） ただいまより休憩を解き、再開をいたします。

初めに、川口総務部長より発言の申出がありましたので、許可をいたします。

川口部長。

○総務部長（川口智也君） 休憩前の吉田議員の一般会計の補正に占める割合の中の光熱

水費はということで、委員会でお答えするとお答えしましたが、今お答えさせていただきます。

一般会計の光熱水費として支払われる分につきましては8,042万4,000円、特別会計の繰出金として出される分の中で光熱水費の分が2,419万9,000円でございますので、合計しまして1億462万3,000円が光熱水費相当分となっております。以上でございます。

○議長（大橋三男君） それでは、午前に引き続き議会を始めさせていただきます。

---

○議長（大橋三男君） 日程第23、議案第71号 令和4年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました議案第71号 令和4年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ8,467万3,000円を追加し、予算総額を34億4,412万3,000円とするものであります。

補正の主な内容につきましては、国民健康保険保険給付費等の増額に伴うものでございます。

詳細につきましては、住民環境課長に補足説明させますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（大橋三男君） 小里住民環境課長、自席にて補足説明。

○住民福祉部住民環境課長（小里克昌君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

最初に、8、9ページの歳出について御説明申し上げます。

款2保険給付費、項1療養諸費、1目一般被保険者療養給付費では、療養給付費の増加に伴い3,118万1,000円を、また款2保険給付費、項2高額療養費、1目一般被保険者高額療養費では、高額療養費の増加に伴い5,349万2,000円を増額するものです。

次に、6、7ページの歳入について御説明申し上げます。

款7繰越金、項1繰越金、1目繰越金では、財源調整として8,467万3,000円を充当するものでございます。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（大橋三男君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は、予算特別委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いをいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、予算特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、予算特別委員会に付託の上、審査することに決定をいたしました。

---

○議長（大橋三男君） 次に、日程第24、議案第72号 令和4年度養老町簡易水道特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました議案第72号 令和4年度養老町簡易水道特別会計補正予算（第1号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ370万9,000円を増額し、予算総額を7,310万9,000円にするものであります。

補正する主な内容は、エネルギー価格の高騰に伴う光熱水費の増額でございます。

なお、詳細につきましては、水道課長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大橋三男君） 加納水道課長、自席にて補足説明。

○産業建設部水道課長（加納康宏君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

最初に、8、9ページの歳出について御説明申し上げます。

款1衛生費、項1水道費、1目水道管理費では、エネルギー価格の高騰に伴う電力市場価格の上昇により不足する電気料として光熱水費を370万9,000円増額いたしました。

次に、6、7ページの歳入について御説明申し上げます。

款4繰越金、項1繰越金、1目繰越金では、財源調整として370万9,000円を増額いたしました。

以上で、議案第72号 令和4年度養老町簡易水道特別会計補正予算（第1号）についての補足説明とさせていただきます。

○議長（大橋三男君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は、予算特別委員会に付託の上、審査したいと思えますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、予算特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、予算特別委員会に付託の上、審査することに決定をいたしました。

---

○議長（大橋三男君） 次に日程第25、議案第73号 令和4年度養老町立食肉事業センター特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました議案第73号 令和4年度養老町立食肉事業センター特別会計補正予算（第3号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ2,789万2,000円を追加し、予算総額を2億640万1,000円とするものでございます。

補正する主な内容は、歳出におきましては職員費、またエネルギー価格の高騰に伴う電気料並びに施設の維持管理における消耗品、また給排水施設等の修繕費など管理費の所要額を、また歳入におきましては一般会計からの繰入金並びに繰越金の増額を行うものでございます。

詳細につきましては、産業観光課長に補足説明させますので、十分御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（大橋三男君） 竹中産業観光課長、自席にて補足説明。

○産業建設部産業観光課長（竹中 修君） それでは、補足説明をさせていただきます。

まず初めに、8、9ページの歳出について御説明申し上げます。

款1総務費、項1総務管理費、1目一般管理費では、食肉事業センター関係職員費において人件費不足分67万7,000円、食肉事業センター管理費においてエネルギー価格の高騰に伴う電力市場価格の上昇により不足する電気料として光熱水費を2,241万3,000円、施設維持管理において不足する消耗品費282万7,000円、給排水施設などの修繕費など216万4,000円、胸割作業足場台などの備品購入費17万6,000円をそれぞれ増額し、全室素・全リン・UV測定に係る手数料において契約期間を変更したことにより36万5,000円を減額しました。

続きまして、6、7ページの歳入について御説明申し上げます。

款4繰入金、項1他会計繰入金、1目一般会計繰入金では2,322万1,000円を増額いたしました。

款5繰越金、項1繰越金、1目繰越金では、財源調整として467万1,000円を充てるものです。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（大橋三男君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は、予算特別委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いをいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、予算特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、予算特別委員会に付託の上、審査することに決定をいたしました。

---

○議長（大橋三男君） 次に、日程第26、議案第74号 令和4年度養老町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました議案第74号 令和4年度養老町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ178万6,000円を増額し、予算総額を3,838万6,000円とするものであります。

補正する主な内容は、他会計等も同様でございますが、エネルギー価格の高騰に伴う光熱水費の増額でございます。

詳細につきましては、水道課長に補足説明させますので、十分な御審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（大橋三男君） 加納水道課長、自席にて補足説明。

○産業建設部水道課長（加納康宏君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

きます。

最初に、8、9ページの歳出について御説明申し上げます。

款1農業集落排水事業費、項1農業集落排水事業費、1目一般管理費では、エネルギー価格の高騰に伴う電力市場価格の上昇により不足する電気料として光熱水費を178万6,000円増額いたしました。

次に、6、7ページの歳入について御説明申し上げます。

款4繰入金、項1他会計繰入金、1目一般会計繰入金では、エネルギー価格の高騰に伴う光熱水費の増額に伴い、127万3,000円を増額いたしました。

次に、款5繰越金、項1繰越金、1目繰越金では、財源調整として51万3,000円を増額いたしました。

以上で、議案第74号 令和4年度養老町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についての補足説明とさせていただきます。

○議長（大橋三男君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は、予算特別委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、予算特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、予算特別委員会に付託の上、審査することに決定をいたしました。

---

○議長（大橋三男君） 次に、日程第27、議案第75号 令和4年度養老町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました議案第75号 令和4年度養老町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、その概要について説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ4,828万5,000円を増額し、予算総額を29億7,619万5,000円とするものであります。

補正する主な内容は、職員給与費の所要額のほか、保険給付費の動向による給付費と第1号被保険者の過年度分保険料還付金の必要額を計上しております。

詳細につきましては、健康福祉課長に補足説明させますので、十分な御審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（大橋三男君） 近藤健康福祉課長、自席にて補足説明。

○住民福祉部健康福祉課長（近藤真由美君） それでは、私から補足説明をさせていただきます。

最初に、10、11ページの歳出について御説明申し上げます。

款1総務費、項1総務管理費、1目一般管理費では、介護保険事業関係職員費116万5,000円を増額しました。

款2保険給付費、項1介護サービス給付費、1目居宅介護サービス給付費負担金では、その動向により3,741万4,000円を増額しました。

2目地域密着型介護サービス給付費では、その動向により395万1,000円を増額しました。

以下同様に、本年度の動向に基づき、3目施設介護サービス給付費933万8,000円を増額し、6目居宅介護サービス計画給付費では825万8,000円を増額しました。

項2介護予防サービス給付費、1目介護予防サービス給付費では159万9,000円を増額し、4目介護予防住宅改修費では57万2,000円を増額し、5目介護予防サービス計画給付費79万2,000円を増額しました。

項3サービス給付諸費、1目審査支払手数料では48万2,000円を増額しました。

次に、12、13ページを御覧ください。

項4高額介護サービス等費、1目高額介護サービス費では182万を、項5高額医療合算介護サービス等費、1目高額医療合算介護サービス費では153万6,000円を増額し、項6特定入所者介護サービス費、1目特定入所者介護サービス費では568万6,000円を減額しました。

款4地域支援事業費、項1地域支援事業費、1目地域支援事業費では、職員給与の所要額として地域支援事業関係職員費339万7,000円を減額いたしました。

款6諸支出金、項1償還金及び還付加算金、2目償還金では955万9,000円を減額しました。

次に、6、7ページの歳入について御説明申し上げます。

まず、款4国庫支出金、項1国庫負担金、1目介護給付費負担金では、給付費の動向により1,183万2,000円を増額しました。

項2国庫補助金におきましても同様に給付費の動向により、1目調整交付金で300万3,000円を増額しました。

2目地域支援事業交付金（総合事業）では、人件費の補正に伴い42万9,000円を減額

し、3目地域支援事業交付金（総合事業以外の地域支援事業）では64万8,000円を減額しました。

款5支払基金交付金、項1支払基金交付金におきましても、給付費の動向により、1目介護給付費交付金では、介護給付費支払基金交付金として現年度分1,622万円を増額し、過年度分74万5,000円増額しました。

2目地域支援事業交付金では、46万4,000円を減額しました。

款6県支出金でも給付費の動向により、項1県負担金、1目介護給付費負担金として769万2,000円を減額しました。

項2県補助金、1目地域支援事業交付金（総合事業）につきましても人件費の補正に伴い21万5,000円を減額し、2目地域支援事業交付金（総合事業以外の地域支援事業）では32万4,000円を減額しました。

次に、款8繰入金、項1他会計繰入金も同様に、1目介護給付費繰入金で750万9,000円を増額しました。

2目地域支援事業繰入金（総合事業）では21万5,000円を減額し、3目地域支援事業繰入金（総合事業以外の地域支援事業）では32万4,000円を減額しました。

4目介護保険料軽減事業繰入金では、低所得者保険料軽減負担金交付決定により、現年度分75万7,000円、過年度分81万2,000円を増額しました。

5目その他一般会計繰入金では、職員給与費分116万5,000円を増額しました。

8、9ページを御覧ください。

款9繰越金、項1繰越金、1目繰越金では、財源調整として116万9,000円を充てるものです。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（大橋三男君） 説明が終わりました。

近藤課長。

○住民福祉部健康福祉課長（近藤真由美君） すみません、ただいまの私の発言のところで訂正をさせていただきたいので、お願いいたします。

歳入のところでございますが、款6県支出金でも、給付の動向により、項1県負担金、1目介護給付費負担金として769万2,000円を減額しましたと申し上げましたが、増額しましたに訂正させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（大橋三男君） 以上ですか。

○住民福祉部健康福祉課長（近藤真由美君） はい。

○議長（大橋三男君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は、予算特別委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いをいたします。



質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、予算特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、予算特別委員会に付託の上、審査することに決定をいたしました。

---

○議長（大橋三男君） 次に、日程第28、議案第76号 令和4年度養老町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました議案第76号 令和4年度養老町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ121万円を追加し、予算総額を1,891万円とするものであります。

補正する主な内容は、給付管理件数の動向による必要額を計上しております。

詳細につきましては、健康福祉課長に補足説明させますので、十分な御審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（大橋三男君） 近藤健康福祉課長、自席にて補足説明。

○住民福祉部健康福祉課長（近藤真由美君） それでは、私から補足説明をさせていただきます。

8、9ページを御覧ください。

款2サービス事業費、項1介護予防支援事業費、1目介護予防支援事業費では、介護予防ケアマネジメント業務において、委託件数の増加により委託料を121万円増額いたしました。

次に、6、7ページの歳入について御説明申し上げます。

款1サービス収入、項1介護予防給付費収入、1目介護予防サービス計画費収入では、介護支援計画費介護報酬の増加により115万円を増額いたしました。

款2繰越金、項1繰越金、1目繰越金では、財源調整として6万円を充てるものです。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（大橋三男君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

本案は、予算特別委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いをいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、予算特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、予算特別委員会に付託の上、審査することに決定をいたしました。

---

○議長（大橋三男君） 次に、日程第29、議案第77号 令和4年度養老町上水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました議案第77号 令和4年度養老町上水道事業会計補正予算（第1号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、収益的収入及び収益的支出のうち収益的支出を2,766万8,000円増額し、補正後の予算総額を4億1,066万8,000円に、また資本的収入及び資本的支出のうち資本的支出を22万増額し、補正後の予算総額を3億7,382万円とするものでございます。

詳細につきましては、水道課長に補足説明させますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大橋三男君） 加納水道課長、自席にて補足説明。

○産業建設部水道課長（加納康宏君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

初めに、2ページの収益的支出から説明をさせていただきます。

款1水道事業費用、項1営業費用、2目配水及び給水費では、電力料金の高騰に伴い光熱水費及び動力費が当初見込額より増えたため、2,766万8,000円を増額いたしました。

次に、3ページの資本的支出について説明をさせていただきます。

款1資本的支出、項1建設改良費、3目営業設備費では、配水管管理用備品の購入のため、備品購入費22万円を増額いたしました。

以上で、議案第77号 令和4年度養老町上水道事業会計補正予算（第1号）について

の補足説明とさせていただきます。

○議長（大橋三男君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は、予算特別委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いをいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、予算特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、予算特別委員会に付託の上、審査することに決定をいたしました。

---

○議長（大橋三男君） 次に、日程第30、議案第78号 令和4年度養老町公共下水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました議案第78号 令和4年度養老町公共下水道事業会計補正予算（第1号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、収益的収入及び支出のうち収益的支出を709万7,000円増額し、補正後の予算総額を3億5,239万7,000円とするものであります。

詳細につきましては、水道課長に補足説明させますので、十分な御審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（大橋三男君） 加納水道課長、自席にて補足説明。

○産業建設部水道課長（加納康宏君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

2ページの収益的収入及び支出の支出について説明させていただきます。

款1下水道事業費用、項1営業費用、2目処理場費では、エネルギー価格の高騰に伴い光熱水費及び動力費が当初見込額より増えたため、709万7,000円を増額いたしました。

以上で、議案第78号 令和4年度養老町公共下水道事業会計補正予算（第1号）についての補足説明とさせていただきます。

○議長（大橋三男君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は、予算特別委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いをいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、予算特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、予算特別委員会に付託の上、審査することに決定をいたしました。

---

○議長（大橋三男君） 次に、日程第31、議員定数検討特別委員会の最終報告についてを議題といたします。

11月28日に、町議会会議規則第77条の規定により議員定数検討特別委員会から、養老町議会の議員定数について最終報告書が提出されました。

このことについて、議員定数検討特別委員会委員長の報告を求めます。

議員定数検討特別委員会委員長 早崎百合子君。

○議員定数検討特別委員長（早崎百合子君） 議員定数検討特別委員会に付託された養老町議会議員の定数に関する調査を終えましたので、最終報告いたします。

議員定数検討特別委員会では、令和4年3月定例会での設置から9月定例会までに、自治体規模の視点、意思決定の視点、監視機能の視点、社会状況の視点、目指す養老町議会の姿の5つの視点から9回にわたって議論を重ね、養老町議会の適正な議員定数について現状維持の13人案と2人減の11人案の2案にまで絞り、中間報告をいたしました。

その後、10月に参考資料を得ることを目的として、養老町在住の18歳以上の男女2万3,687人から1,000人を無作為抽出して、アンケート調査を実施いたしました。有効回答数は442件でございます。

アンケートの調査結果につきましては、まず「現在の議員定数13人についてどう思いますか」という質問に対して、「多い」が57%、「ちょうどよい」が20.1%、「少ない」が2.1%、「分からない」が20.1%、無回答が0.7%であり、現在の議員定数を多いとする意見が多数でありました。

多いと回答をした主な理由については、「人口が減少するため」「議員活動への不満」「中間報告11人案に賛成」「人口と税収が減少するため経費削減が必要」などがあり、ちょうどよいと回答した主な理由については、「議会運営には現在の人数が必要」「多様な町民の意見を反映するため現在の定数でよい」などがありました。また、少な

いと回答した主な理由については、「より多くの町民の意見を届けるため」などがありました。

次に、「あなたが適正だと考える議員定数を教えてください」という質問に対して、「10人」が110.57件、25.02%と最も多く、続いて「11人」が106.58件、24.12%でありました。既定数である「13人」は40.08件、9.07%にとどまっております。おおむね平均値は10.8人でありました。

議員定数検討特別委員会では、こうしたアンケート調査の結果を踏まえ、令和4年11月25日までに計12回の協議を重ねた結果、養老町議会の適正な議員定数を2人減の11人とする結論に至りました。

以上を議員定数検討特別委員会の最終報告といたします。

○議長（大橋三男君） 議員定数検討特別委員会の最終報告が終わりました。

ただいまの議員定数検討特別委員会の最終報告についてに対する質疑でございますが、私以外の委員会所属外の議員がいないことから、省略をいたします。

---

○議長（大橋三男君） それでは次に、日程第32、発議第3号 養老町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例についてを議題として上程いたします。

本案は議員提案の案件につき、提出者による趣旨説明を受け、質疑、討論を経て採決を行います。

それでは、提出者による趣旨説明を求めます。

8番 吉田太郎君。

○8番（吉田太郎君） ただいま上程されました発議第3号 養老町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例についての説明をさせていただきます。

まず、議案を朗読します。

発議第3号 養老町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について。

上記のことについて、別紙のとおり地方自治法第112条及び養老町議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和4年12月8日提出、養老町議会議長 大橋三男殿。提出者、養老町議会議員 吉田太郎、賛成者、養老町議会議員 野村永一、賛成者、養老町議会議員 早崎百合子、賛成者、養老町議会議員 長澤龍夫、賛成者、養老町議会議員 北倉義博、賛成者、養老町議会議員 小寺光信、賛成者、養老町議会議員 清水由美子、賛成者、養老町議会議員 西脇康。

次に、条例改正の趣旨を説明いたします。

令和4年3月に議員定数検討特別委員会が設置されて以降、11月25日までに養老町議会議員の定数について計12回の協議を重ねられ、養老町議会の適正な議員定数を2人減の11人とする調査結果が議長に報告されました。この調査結果に基づいて、養老町議会

議員の定数を定める条例について、定数削減の改正を行うものでございます。

詳細については、養老町議会議員の定数を定める条例新旧対照表を御覧ください。

本則中「13人」を2人減の「11人」に改正するものです。

なお、この条例は公布の日から施行し、この条例の施行の日以後初めての期日を告示される一般選挙から適用といたします。

以上、発議第3号 養老町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。

○議長（大橋三男君） 説明が終わりました。

ただいまより提出者への質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

まず反対の討論を許可します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋三男君） 11番 田中敏弘君。

○11番（田中敏弘君） 反対討論をいたします。

去る12月9日、我々議会と養老町区長連絡協議会との意見交換会が開催されました。その中のテーマ3として、議員定数、議員報酬等について（議会を取り巻く環境の改善について）が記してありましたが、このことは昨年12月17日、区連のほうから議会に対して、令和4年度事業施策に関する要望事項に記述がありました。その後、我々議会、委員会としては、令和4年度になってからは、議員定数に関しては特別委員会を設置して議論してきましたが、報酬や議会を取り巻く環境の改善については、私、再三委員長に議論すべきと進言しましたが受け入れられず、何ら委員会として協議せず、区連に対して意義ある経過報告はできませんでしたし、区連の皆さんに対し、御無礼な話だと思っています。

議論すべき項目を具体的に申し上げますと、議員報酬については、原価方式、比較方式、収益方式等々の検討、環境改善・整備については、多様な人材を確保するため、若者や女性が立候補しやすくする環境づくり、兼業禁止の緩和、休暇・休職制度の整備、手当制度の拡充、議会運営方式の改正、いわゆる定例会方式から定例日方式等々、協議すべき項目が数多くあり、議論できていないことは残念でなりません。

正論を申し上げますと、議員定数削減、議員報酬、そして議会を取り巻く環境の改善・整備、同時に議論・協議すべきであり、議員定数減ありきで拙速に進められた感があり賛成しかねます。

また、町内各地で、いわゆる小学校単位か公民館単位での意見交換会、または説明会を開催し、対面で直接・率直な意見を聴取すべきで、今回のアンケート調査により回答にも、回答者442名中89名が分からない、3名が無回答になっており、やはり意見交換会を開催し、十分な説明が必要であると考えます。

今回の発議の提出者や賛成者は、人口が減少した、人口が減少したと訴えられるが、であるなら議員定数削減より人口減少問題とどのように対峙し、対策を講じていくべきかが優先順位としては数段上であり、真剣に汗をかくべきである。

また、議会は地方公共団体の意思決定機関であり、議員定数削減より議員の質をいかに高め、民意の反映をどうするか議論が大切である。

最後に、議員を減らして少数になっていくと、執行部側とのなれ合い問題が起きやすく、質疑、質問もほとんどなく、議会としての役割を果たし得ないおそれがある。

こういった観点から、反対討論といたします。以上です。

○議長（大橋三男君） 次に、賛成討論はありますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋三男君） 6番 長澤龍夫君。

○6番（長澤龍夫君） 賛成討論を行います。

平成16年に養老町の単独路線を確定し、養老町議会が議員定数を13人に削減することを決定してから、一昨年の令和2年までに約5,000人の人口減がありました。また、13年後の令和17年には、さらに5,000人以上の人口が減少する見通しが示されており、今後も少子高齢化が進行することは明らかであります。

そのため、これからの養老町は、人口と税収の減少を前提とした厳しい財政運営が求められます。効率性の追求が必要であり、人口減少を踏まえた議員定数の削減を行い、議会費についても縮小を図っていくことが重要であると考えます。

以上をもって賛成討論といたします。

○議長（大橋三男君） 続きまして、反対討論を許可しますが、反対討論はありますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋三男君） 13番 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） 発議第3号 養老町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例、つまり議員定数を13人から11人に削減する発議に反対の立場で発言します。

まず第1に、10月に実施した議員定数アンケート調査について結果は、得られた回答の中で約57%が削減すべきとの回答であったことは委員長の発言どおりです。出来レースとして結果が予想された割には、思いのほか削減への賛成が高くなかったことであります。

それより注目すべきは回答率の低さと、よく分からないが約20%であったということです。全有権者の1.64%の回答数と、よく分からないが無視できない割合であったこと

から、導くべき結論は決定するには時期尚早である。さらに議員の学習と議論を深め、専門家の意見に耳を傾け、再度、広範囲な住民意見の聴取を行うべきとすべきではないでしょうか。このまま決定を強行すれば、住民の中では「何か議員が減るらしいよ」という程度の受け止めとして見過ごされてしまうでしょう。

さらに、アンケートに添付された11人案の文面では、人口減少を圧力として定数削減は不可避である、議会が率先して規範を示すと述べておりますが、規範を示すとは、よいことを率先して行うことです。議員を減らすことがよいことなのでしょうか。行き着く先は議会不要論ではないですか。

議員の皆さん、特に議長を経験された方は御存じかと思いますが、全国町村議会議長会という団体があります。ここが平成31年に町村議会議員の議員報酬等のあり方検討委員会を立ち上げ、報告書を出しております。その報告書の中で、議員定数や報酬を検討する2つの立場を上げております。引用になりますが、以下読み上げます。

1つは、議会が住民に見えず、議会不要論の立場から、その削減が主張される。追認機関化した議会や政務活動費を不正受給する議員の存在などによって加速化される。

もう一つは、住民自治の根幹としての議会を作動させるべき。その条件として報酬・定数を考え、時には増加させるものである。簡単ではないことを承知の上で後者を作動させることが前者の発想、つまり報酬・定数の削減の発想を克服する正攻法であり、そのことが住民自治を進化させると考えていると述べています。

全国町村議長会が、議会を作動させることが削減の発想を克服し、住民自治を進化させるとしていることは重要であります。削減が改革であるかのような呪縛から我々議員が開放されるべきではないですか。

さらに、11人案では定数割れの危惧から定数を減らせと言っていますが、この理屈でいけば誰もが立候補しやすい環境づくりは無駄な試みとなってしまいます。被選挙権という重要な参政権を犠牲にして、土俵を小さくすればいいやという安直な形式論的な発想は、先ほど全国町村議会議長会の報告が指摘した住民自治を進化させる上で極めて有害であると考えます。

アンケートの参考資料にもあるように、定数を21人から13人に減らしてから急速に投票率が低下しています。11人案では、この投票率の低さを憂いてみせて、その原因を社会状況という曖昧な言葉で濁していますが、実は定数削減こそが投票率低下の主たる原因であるという相関関係が見いだされることを恐れているのではないですか。私は定数削減こそが投票率低下の主な原因であり、議会と議員を住民から遠ざけ、よく分からないという人たちを増やしているように思えてなりません。

次に、11人案では、なぜに減なのか、まともに検討した形跡が見られません。地方議会が実のあるものになるかどうかの重要事項をエイヤーの肝試しの数字として出してきた感があります。対人口比で妥当なのか、委員会審議が成り立つのかなど、検討すべき



指標であるはずですが。対人口比で見れば、定数21の最高の年の人口は約3万2,000人です。ここを基準に比例で現在の人口に当てはめれば17人となります。少なくとも11人案は人口減を定量的に検討したとは思えません。

また、特に委員会の問題は深刻であると考えます。議員を減らしていけば、各種委員会の専門性は薄まり、委員として審議に参加する議員は充て職化し、誤解を恐れずに言えば、お客さんになってしまいます。それでは行政チェック機能は働きません。議論が成立するためには、各委員会に最低何人の委員が必要なのか、1人の議員の委員会兼務は幾つまで許容されるのか、大ざっぱに見積もっても15から18ほどの議員が必要になってきます。いずれの場合も、現状の13人でも少な過ぎることになります。少なくとも削減すべき理由は見当たりません。

次に、第2の問題として、今回の町議選まであと数か月というこの時期に性急に決めてよいかということです。例えば平成15年は、定数21人で選挙が行われております。この翌年、議員定数を13人に削減する決定がなされました。次の選挙は平成19年ですから、選挙の3年前に決定していたということです。世論の圧力のあるうちに勢いでやってしまおうとの意図はないのか、一度立ち止まって考え直すべきではないですか。お隣の海津市でも、選挙前1年前ぐらいの時期に議員定数削減が検討の俎上に上がったと聞きましたが、時期が性急過ぎるからよくないと見送られたように聞き及んでいます。

議員定数は地方自治の土台部分であり、枝葉の部分ではありません。コロナ感染対策のように一刻を争う事柄でもありません。私たちは、定数を減らすことの負の側面を慎重に検討したでしょうか。我々議員の勉強が足りないとすれば、ちゃんと専門家の意見を聞くべきではないですか。11人案の提案者の皆さんは、議論が深まるのが恐れているのではないのでしょうか。理屈を言うなど議論を封じていませんか。我々には難し過ぎると勉強を避けていませんか。十分な議論を尽くすべきと考えます。

耳の痛い話ではありますが、支援者の男性の方が次のように言っていました。議員はちゃんと勉強しているか。己の身の丈をわきまえ、憲法なり地方自治なりをちゃんと勉強してから物が言える議会になってほしい。

世論は、減らせ減らせ一辺倒ではありません。

最後に、民意の多様性の問題です。令和3年策定の養老町のまちづくりビジョンでは、「社会情勢の変化や町民ニーズを的確に把握し」とか、「住民生活が多様化し、行政に対するニーズもますます複雑になる」と、的確に現状を述べています。このビジョンの策定には、11人案の提案者の議員の方も参加されているはずですが。このようなニーズの多様化に議会が対応するためには、定数削減は逆効果ではないでしょうか。

例えば、ここの議員の中で乳幼児を抱えた親御さんの声を代弁できる人は果たして何人いるでしょう。シングルで子育てするお母さんやお父さんの気持ちが分かる人は何人いるでしょう。その非常に厳しい家庭環境から、学歴やキャリアが積めずに職を転々と

する若者の気持ちに寄り添える人は何人いるでしょう。行政執行を担う町長は1人だけです。多様性の反映に限界があります。だからこそ町長とは別に、もう一方の住民代表として議会を設けて、民意の多様性が担保されるように地方自治の制度は設計されています。各議員が頑張ればいいという不確定で客観性のない根性論では多様性の保障はできません。多様性を担保できる客観基準は数しかありません。

以上、アンケートの11人案の提案の問題点、決定の性急さの問題点、それと民意の多様性の保障の問題と、3点にわたって議員定数削減の提案に反対の意見といたします。

最後に、議場の議員の皆さんにお願いです。議会は多様な意見がぶつかり合う場です。議員を減らせば間違いなく議会に付和雷同、長いものには巻かれるの雰囲気が強まります。異なる意見を言うのに、今より多くの勇気が要るようになります。自らの意思と信念を持って賛否を決めていただきたいと思います。以上です。

○議長（大橋三男君） 続いて、賛成討論があれば。

〔挙手する者あり〕

○議長（大橋三男君） 10番 野村永一君。

○10番（野村永一君） 賛成討論、簡単に行います。

発議第3号 養老町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について、賛成討論を行います。

まず、近年の養老町議会議員選挙の投票率や有権者数を見ても、回を重ねるごとに減少しております。さらに、直近2回の選挙では、落選者4名のうち3名が法定得票数に達していません。こうしたことから、今後の選挙において無投票当選や、議員定数内の得票順位であっても法定得票数に達しない候補者が生まれ、定数割れが起きることが危惧されます。

また、議員定数が削減されることにより、意思決定機能をはじめとする議会機能の低下を懸念する意見もありますが、2度の地方自治法改正により、常任委員会委員の複数所属が認められるようになっており、議員定数を2名削減しても十分に議会機能の充実を図ることができます。

これらの理由から、養老町議会の適正な議員定数は2人減の11人が望ましいと考えます。

以上をもって賛成討論といたします。

○議長（大橋三男君） 再度ですが、反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 賛成討論はよろしいですか。

〔挙手する者あり〕

○議長（大橋三男君） 北倉議員。

○4番（北倉義博君） 発議第3号について賛成討論を行います。

議員定数に対する町民アンケート調査について、調査票配布枚数1,000件に対し、442件の貴重かつ十分な回答が得られております。その結果を見ますと、現在の議員定数13人についてどう思うかという質問に対し、現在の議員定数を多いとする意見が57%を占め、多数でありました。また、あなたが適正だと考える議員定数を教えてくださいという質問に対しては10人が最も多く、25.02%を占め、続いて11人が24.12%を占めており、平均値は10.8人でありました。一方、現定数である13人は9.07%にとどまっております。これらのアンケート調査結果には民意が明確に反映されており、その結果を尊重すべきであると考えます。

また、議会が率先して人口減少に対応する姿勢を示すことも重要であると考えます。

以上をもって賛成討論といたします。

○議長（大橋三男君） これで討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大橋三男君） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

最後に、本日決定をいたしました議案審査の付託先である総務民生委員会は12月20日火曜日の午前9時30分から、産業建設委員会は同日の午前11時から、予算特別委員会は同日の午後1時30分からそれぞれ開催されるよう各委員長に要請をいたします。

---

○議長（大橋三男君） これをもちまして、本日の議会日程にあります議案の提案説明等は全て終了いたしました。

お諮りします。

議案精読及び委員会審査のため、明日12月20日から12月25日までの6日間は休会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 異議なしと認めます。

よって、明日12月20日から12月25日までの6日間は休会することに決定をいたしました。

---

○議長（大橋三男君） これで本日の日程は全て終了をいたしました。

会議を閉じます。

なお、議会2日目は12月26日月曜日午前9時30分より会議を開きます。

本日は、これもちまして散会といたします。御苦労さまでした。

（散会時間 午後2時13分）

以上、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和4年12月19日

議 長      大   橋   三   男

議 員      松   永   民   夫

議 員      水   谷   久 美 子